

「横越地域の農業の振興に関する計画」に係る農業振興の達成状況の検証結果について

新潟市 農林水産部 農林政策課

1. 「横越地域の農業の振興に関する計画」について

「横越地域の農業の振興に関する計画」は、同地域における農業振興施策として横越農業振興地域整備計画を補完することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づいて策定した計画（27号計画）です。

農振法では、土地改良事業等完了後8年を経過していない農地については、農用地区域から除外できないこととされていますが、当該計画に「地域農業の振興に資する施設」として位置付けられた施設の用地については例外的に除外が可能とされています。

2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が地域の農業の振興に寄与しているか否かについて、関係機関の意見を聴いたうえで定期的に検証し、市ホームページで公表することとされています。

3. 対象施設及び検証内容について

平成31年4月末時点

| 番号 | 施設の種類 | 面積 (m ²) | 農振計画 変更時期 | 農業振興の 方策・効用等 | 検証結果 | 目標達成 の状況 |
|----|---------------------------|----------------------|--------------|---|--|-------------|
| 1 | 農産物加工 物流工場及び 農産物直売所 | 9,242.29 | 平成30年 4月 | 安心・安全な食料 の供給と収益性の 高い農業を確立す ることにより、地 域農業の振興を図 る | 施設整備完了の目標 は達成したが、稼働 開始には至らず、1 年目の地域農産物の 受け入れ目標は達成 されなかった。 | 一部達成 |